

重要事項説明書 (訪問入浴介護)

1 事業者概要

名称・法人種別	医療法人光陽会
所在地・電話	横浜市磯子区磯子2-20-45 045-752-1212
代表者名	理事長 篠崎 仁史
業務の概要	磯子中央病院、横浜いずみ台病院、鎌倉ヒロ病院、関東病院 横浜いずみ介護老人保健施設、横浜磯子介護老人保健施設 やすらぎ訪問看護ステーション ハートケアいずみ訪問看護事業所 ハートケアいずみ訪問介護事業所 ハートケア鎌倉訪問介護事業所 ハートケアいずみ居宅介護支援センター ハートケア鎌倉居宅介護支援センター ハートケア鎌倉デイサービスセンター ハートケア磯子居宅介護支援センター ハートケア 磯子（定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護） ハートケアつくし（訪問入浴・訪問介護・福祉用具貸与/販売） グループホーム やすらぎ グループホーム 磯子 小規模多機能型居宅介護事業所 アットホームやすらぎ 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ希 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ光 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ岡津 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉山 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ広地 光陽会介護職員研修講座 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション 計27か所

2 事業所概要

事業者名称	ハートケア つくし
所在地・連絡先	（住所）神奈川県横浜市磯子区広地町 7-12 （電話）045-754-2911
事業所指定番号	1470701143
管理者	中村 涼
サービス提供地域	横浜市磯子区
第三者評価の実施状況	実施 無

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当事業所が実施する訪問入浴介護は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように、要介護状態に応じて、適切に行い、自ら提供する指定訪問入浴介護の質の評価を実施し、常にその改善を図ることを基本方針とします。

4 事業所の職員体制等

職種	職務内容	資格	人員
管理者	1 事業所の従業員・業務を一元化に行います。 2 法令等において規程されている訪問入浴介護の実勢に関し、従業者に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	介護福祉士	1名
看護職員	1 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護のサービスを提供します。 2 入浴前後の利用者の心身の状況の把握のため、バイタルチェック（体温、血圧・心拍数の測定など）を行います。	看護師 准看護師	1人以上
介護職員	居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護のサービスを提供します。	介護福祉士 実務者研修 初任者研修	1名以上 1名以上 1名以上
事務職員	事業所で必要な事務作業を行います。		1名

5 営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日～土曜日 (ただし、祝祭日及び12月29日～翌年1月3日までを除く)
営業時間	9時～17時
サービス提供日	月曜日～土曜日(祝祭日も含む)
サービス提供時間	9時～17時

6 サービス提供内容

- (1) 指定訪問入浴介護を提供する際、あらかじめ利用者又はその家族に対して当事業所の契約書・重要事項説明書を交付し、説明を行い同意を得てサービス提供を開始します。
- (2) 指定訪問入浴介護の提供の際、あらかじめ主治医等から入浴の可否及び入浴に対して確認をします。
- (3) 看護職員1人と介護職員2人でサービスを行います。
ただし、利用者の身体状況等に生ずるおそれがないと認められた場合、主治医の意見を確認して看護職員に代えて介護職員がサービスを行います。

7 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問入浴介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供計着が終了した場合は、その内容を期した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

8 サービスの提供の禁止行為

看護職員及び介護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為（ただし、看護職員が行うバイタルチェック等を除く。）
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

- (1) 利用料、利用負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及びその他の費用額は、別添1に記載したとおりです。
- (2) 請求書は、利用月の翌月にお届け致します。
- (3) 請求月の末日までに、いずれかの方法によりお支払下さい。
 - ①事業所指定口座への振込
 - ②利用者指定口座からの振替
 - ③現金支払い
- (4) 支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管して下さい。
- (5) 利用者が正当な理由なく支払期日から3か月以上滞納した場合、事業所は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催促し、期間満了までに支払わない場合、居宅介護支援事業者と協議し、文書により契約を解除する場合があります。

10 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：045 - 754 - 2911
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用日の前日17:00までにご連絡下さい。当日のキャンセルに関しては、予定サービスの利用者負担額の50%をキャンセル料として申し受けることになりますので、ご了承下さい。
（但し、利用者の体調の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不

要です)

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

(4) 台風・風雪水害・地震災害等の天災、または著しく天候が悪く、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスの提供を中止または訪問時間を変更して実施する等、安全を優先して対応させていただきます。

1.1 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

1.2 事故発生時の対応

(1) 緊急時の対応方法

- ・ サービスの提供中に容態の急変等の緊急事態が発生した場合、事前の打ち合わせにより、利用者様の主治医、救急隊、御家族、介護支援専門員等に連絡致します。

(2) 事故発生時の対応

- ・ サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等にご連絡致します。
- ・ 当事業所は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています

1.3 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号 045-754-2911 fax番号 045-750-0588 相談員(責任者) 中村 涼 対応時間 平日9時～17時 休業日 土曜・祝祭日・年末年始
-----------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市福祉調整委員会事務局 (健康福祉局相談調整課)	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-671-4045 ファックス番号 045-681-5457 受付時間 平日9時45分～17時15分 (土・日・祝日年末年始を除く)
神奈川県国民健康 保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 平日8時30分～17時15分 (土・日・祝日年末年始を除く)

磯子区介護保険相談窓口 [高齢・障害支援課]	所在地 横浜市磯子区磯子 3-5-1 電話番号 045-750-2417 利用時間 平日 8 時 45 分～17 時 (土・日・祝日年末年始を除く)
-----------------------------------	---

1 4 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護職員 伊藤 幸司
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5 身体拘束の適正化について

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
- イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

1 6 秘密保持

事業所及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって知り得た利用者そのご家族の秘密を漏らしません。

また、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

1 7 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

- (1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、サービス利用計画に基づき訪問入浴介護等を円滑に実施するために必要な場合に使用します。

- (2) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は（１）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

（３）個人情報の内容（例示）

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②その他の情報

（４）使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

18 衛生管理等

（１）訪問入浴介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

（３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19 業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

【説明・確認欄】

令和 年 月 日

訪問入浴サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項について説明し文書を交付しました。

（事業所）神奈川県横浜市磯子区広地町7-12

ハートケアつくし

管理者 中村 涼

説明者

本書面により、事業者から訪問入浴サービスについて重要事項説明を受け同意し、交付を受けました。また、16に記載している個人情報の使用についても、同意します。

(利用者) 氏 名 _____

代理人又は立会人 氏 名 _____

ハートケア つくし 訪問入浴介護 料金表

令和6年6月1日現在

1 訪問入浴の介護報酬に係る費用

2級地 11.12 円

訪問入浴介護費(1回につき)	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
訪問入浴介護費	1,266	1,408	2,816	4,224	
介護職員3名の場合(95%)	1,203	1,338	2,676	4,014	
清拭・部分浴の場合(90%)	1,139	1,267	2,533	3,800	
介護職員3名、清拭・部分浴の場合(95%×90%) [1260単位×0.95(小数第1位四捨五入)]×0.9(小数第1位四捨五入)	1,083	1,205	2,409	3,613	
初回加算	200	223	445	668	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36	40	80	120	1回につき
看取り連携体制加算	64	72	143	214	1回につき
a 事業所と同一建物の利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合(bの場合を除く)	所定単位数 × 90%				
b 事業所と同一建物の利用者(50人以上)にサービスを行う場合	所定単位数 × 85%				
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数 - 所定単位数 × 1%				
業務継続計画未策定減算(※令和7年4月1日より適用)	所定単位数 - 所定単位数 × 1%				

介護職員等処遇改善加算(1月につき)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※3	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×10%) ^{※2} ×11.12

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額-(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

*利用者負担額(1割、2割又は3割)の算出方法

単位数×11.12円=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9、0.8又は0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	説明
交通費	通常の実施地域を超えてサービス提供をする場合の交通費は実費を徴収する。 自動車を使用した場合の交通費は、実地地域を超えた所から、片道1kmあたり100円。
キャンセル料	(1)ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合は無料。 (2)ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合は、介護保険にて定める 利用者負担額の50%を申し受けます。

3 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。